

○経済産業省告示第二十七号  
工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第六十八条第一号の規定に基づき、工業標準化法第二十五条の二第三項において準用する第二十一条の二第一項（同法第二十五条第三項において準用する場合を含む。）の指定検査機関の名称等（平成十年通商産業省告示第四百七十九号）の一部を次のように改正する。  
平成十五年二月十三日  
別表に次のように加える。  
経済産業大臣 平沼 赳夫

社団法人電線 総合技術セン ター	静岡県浜松市 新部田一丁目 四番四号	電子機器及び電気機械（電 線・ケーブル及び電線・マ ケーブル用材料に限る。）	中華人民共和国、イ ンドネシア共和国、マ レーシア、フィリ ピン共和国、シンガ ポール共和国、タイ 王国、台湾	平成十五年 二月十三日 から五年間
財団法人日本 繊維製品品質 技術センター	東京都中央区 日本橋富沢町 七番一九号	一 土木及び建築（繊維製 品に限る。） 二 繊維（糸・条、織物、 編組物及び繊維製品に限 る。） 三 日用品（繊維製品に限 る。） 四 その他（繊維製品に限 る。）	中華人民共和国、大 韓民国	平成十五年 二月十三日 から五年間

○経済産業省告示第二十八号  
工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第六十八条第一号の規定に基づき、工業標準化法第二十五条の二第一項及び第二項の指定認定機関の名称等（平成十年通商産業省告示第二百七十五号）の一部を次のように改正する。  
平成十五年二月十三日  
経済産業大臣 平沼 赳夫  
別表第十二の項の欄中、「友泉茅場町ビル」を削り、同項の認定を行う区域の欄を次のように改める。

アルゼンチン共和国、オーストラリア共和国、オーストラリア、ブラジル連邦共和国、カナダ、チリ共和国、中華人民共和国、ドイツ連邦共和国、デンマーク王国、グレートブリテン及び北  
部アイルランド連合王国、インドネシア共和国、イタリア共和国、大韓民国、メキシコ合衆国、  
マレーシア、オランダ王国、ニュージーランド、フィリピン共和国、スウェーデン王国、シン  
ガポール共和国、タイ王国、台湾、アメリカ合衆国、ベトナム社会主義共和国

○経済産業省告示第二十九号  
計量法（平成四年法律第五十一号）第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製  
造事業者の指定の効力が失効したことを確認したので、同法第百五十九条第一項第四号の規定に基づ  
き告示する。  
平成十五年二月十三日  
経済産業大臣 平沼 赳夫  
計量法第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力が  
失効した届出製造事業者

指定番号	指定年月日	失効年月日	事業の区分 の略称	届出製造事業者 の名称	指定の効力が失効し た工場又は事業場の 名称及び所在地
〇二二〇〇一	平成七年二 月二十八日	平成十五年 一月十七日	質量計第一 類	株式会社寺岡精 工	株式会社寺岡精工 東京都大田区久が原 五丁目十三番十二号

○特許庁告示第一号  
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律  
施行規則（昭和五十二年通商産業省令第三十四号）  
第七十八条の三の規定に基づき、昭和六十年九月  
二十一日特許庁告示第二号（特許庁以外の国際調  
査機関に対する手数料の納付のための口座及び調  
査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定め  
る）の一部を次のように改正し、平成十五年四  
月一日から施行する。  
平成十五年二月十三日  
特許庁長官 太田信一郎  
第二号中、「十一万円」を「十一万七千九百円」  
に改める。  
○海上保安庁告示第四十一号  
航路標識の設置及び廃止について、航路標識法  
（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定に  
より、次のように告示する。  
平成十五年二月十三日

名 称	所在地	点灯年月日	高さ	構造	色
海上保安庁長官 深谷 憲一 開発局紋別港第四防波堤北灯台	北海道紋別港（第四防波堤北端） 四四二〇一三四 一四三三三三四一	平成十五年一月二十三日	全度	単閃緑光 毎四秒に一閃光 実効光度三三カンデラ	白色 塔形
海上保安庁長官 深谷 憲一 海上保安庁長官 深谷 憲一	海上保安庁長官 深谷 憲一	海上保安庁長官 深谷 憲一	海上保安庁長官 深谷 憲一	海上保安庁長官 深谷 憲一	海上保安庁長官 深谷 憲一

名 称	所在地	点灯年月日	高さ	構造	色
彦島導灯（前灯）	山口県下関市彦島（下関岬の町 防波堤灯台の南南西方向約一・一 キロメートル） 三三一一五五一一三 一三〇一五五一一三	平成十五年一月二十三日	平均水面から七・ 一メートル	不動黄光	白色 塔形
海上保安庁長官 深谷 憲一	海上保安庁長官 深谷 憲一	海上保安庁長官 深谷 憲一	海上保安庁長官 深谷 憲一	海上保安庁長官 深谷 憲一	海上保安庁長官 深谷 憲一

○海上保安庁告示第四十二号  
航路標識の性質その他の変更について、航路標  
識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規  
定により、次のように告示する。  
平成十五年二月十三日  
海上保安庁長官 深谷 憲一  
中島川第一号灯浮標

名 称	所在地	点灯年月日	高さ	構造	色
海上保安庁長官 深谷 憲一 海上保安庁長官 深谷 憲一	海上保安庁長官 深谷 憲一	海上保安庁長官 深谷 憲一	海上保安庁長官 深谷 憲一	海上保安庁長官 深谷 憲一	海上保安庁長官 深谷 彦一
海上保安庁長官 深谷 憲一	海上保安庁長官 深谷 憲一	海上保安庁長官 深谷 憲一	海上保安庁長官 深谷 憲一	海上保安庁長官 深谷 憲一	海上保安庁長官 深谷 憲一

名 称	所在地	点灯年月日	高さ	構造	色
彦島導灯（後灯）	山口県下関市彦島（前灯の南西 方向約八〇メートル） 三三一一五五一一三 一三〇一五五一一三	平成十五年一月二十三日	平均水面から四・ 二〇メートル	不動黄光	白色 塔形
海上保安庁長官 深谷 憲一	海上保安庁長官 深谷 憲一	海上保安庁長官 深谷 憲一	海上保安庁長官 深谷 憲一	海上保安庁長官 深谷 憲一	海上保安庁長官 深谷 憲一